

○裾野市建設工事執行規則

平成 8 年 8 月 1 日
規則第 12 号

【改正前】

(入札書及び内訳書等)

第 8 条 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札に参加しようとするもの(以下「入札者」という。)は、様式第 1 号による入札書を封かんの上、提出しなければならない。

2 入札者は、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書(以下「工事費内訳書」という。)を、入札に際し、必ず提出しなければならない。

3 工事費内訳書は、様式第 1 号の 2 によるものとし、その作成権限を代理人に委任することはできない。

4 市長は、第 2 項の規定による工事費内訳書が提出されたときは、その内容の確認その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 建設工事に係る見積り合わせにおいて、見積りを作成しようとするものは、様式第 2 号による見積書を封かんの上、提出しなければならない。

【改正後】

(入札書及び内訳書等)

第 8 条 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札に参加しようとするもの (以下「入札者」という。) は、様式第 1 号による入札書を封かんの上、提出しなければならない。

2 入札者は、入札金額に係る積算の内訳(材料費、労務費及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)第 12 条に規定する国土交通省令で定める経費その他当該工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。)を記載した書類(以下「工事費内訳書」という。)を、入札に際し、必ず提出しなければならない。

3 工事費内訳書は、様式第 1 号の 2 によるものとし、その作成権限を代理人に委任することはできない。

4 市長は、第 2 項の規定による工事費内訳書が提出されたときは、その内容の確認その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 建設工事に係る見積り合わせにおいて、見積りを作成しようとするものは、様式第 2 号による見積書を封かんの上、提出しなければならない。